



## 『自動車税制に関するアンケート調査』結果

### 1 調査概要

- ・調査対象：全国の18歳以上の自家用乗用車保有者
  - ・調査方法：インターネット調査（JAFホームページにて実施）
  - ・調査期間：2016年7月13日（水）～8月20日（土）
  - ・有効回答者数：62,510人
- ※構成比を表示したグラフでは、各数値を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。

### 2 設問

〈はじめにお読みください〉

●自動車には下表の通り、取得（購入）、保有、使用（走行）の段階で様々な税が課せられています。

また、自動車重量税やガソリン税等には、「当分の間」の措置として、本来の税率（本則税率）に上乘せされた税率が課されています。

【表1】現在の自動車税制（2016年度）

※自家用乗用車の場合（軽自動車税を除く）

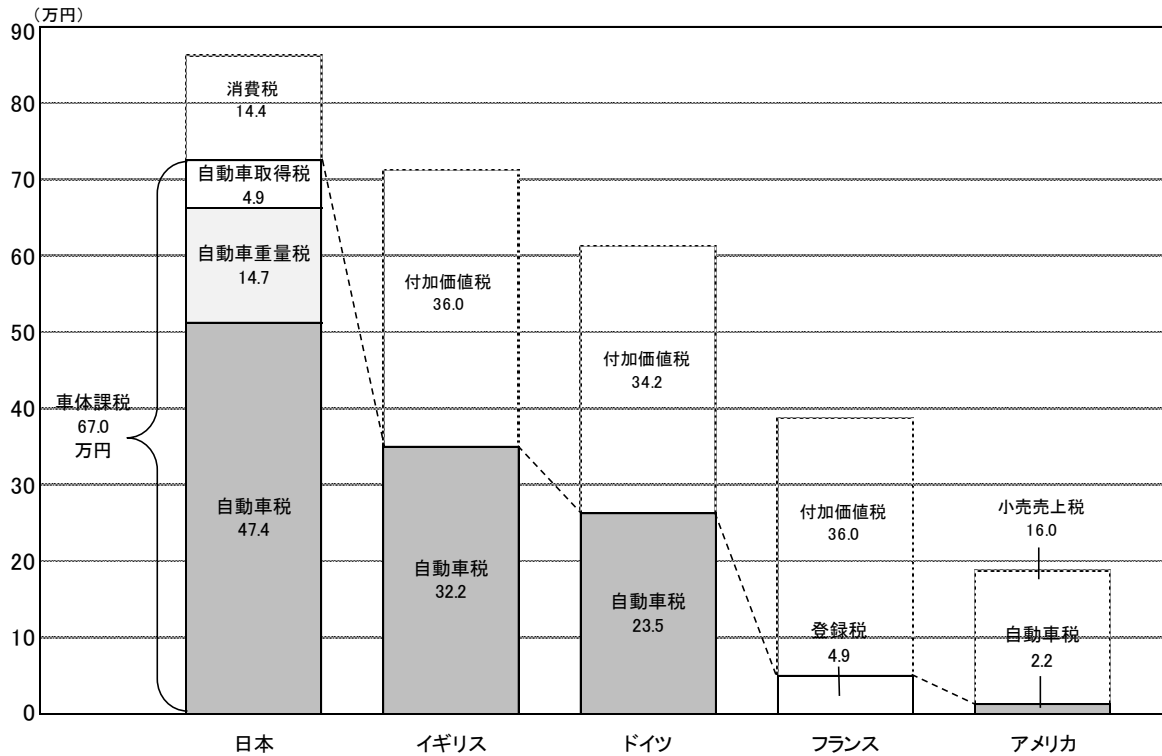
段階	税目	国／地方税	税の用途	現行の税率
取得 (購入)	自動車取得税	地方税	道路整備の特定財源だったが、一般財源化された	3%
	消費税	国税・地方税	一般財源	8%
保有	自動車重量税	国税	道路整備の特定財源だったが、一般財源化された	ハイブリッドカーなどの次世代自動車及び2015年度燃費基準達成車 2,500円/0.5t/年
				車齢18年超の車両 6,300円/0.5t/年
				車齢13年超の車両 5,700円/0.5t/年
				上記以外の車両 4,100円/0.5t/年
	自動車税	地方税	一般財源	排気量に応じ課税 29,500～111,000円/年
軽自動車税	地方税	一般財源	10,800円/年	
使用 (走行)	ガソリン税 (揮発油税+地方揮発油税)	国税	道路整備の特定財源だったが、一般財源化された	53.8円/ℓ
	軽油引取税	地方税	道路整備の特定財源だったが、一般財源化された	32.1円/ℓ
	石油ガス税	国税	道路整備の特定財源だったが、一般財源化された	17.5円/kg
	消費税	国税・地方税	一般財源	8%

道路特定財源：道路整備等に必要経費に充てることとされている財源。

一般財源：用途に限定がなく、国や地方自治体の裁量で自由に使える収入。

●また、日本では自動車の取得段階で消費税のほか「自動車取得税」が課せられ、さらに保有段階においては、「自動車税（軽自動車は軽自動車税）」と「自動車重量税」が課税されており、消費税を除く車体課税の負担は欧米諸国に比べ約2～30倍と極めて過重なものとなっています。欧米では、自家用乗用車に自動車重量税と同種の税金を課している国はありません。

【図1】車体（取得・保有）課税の国際比較〔12年間使用した場合〕



前提条件:[1]排気量1800cc [2]車両重量1.5トン以下 [3]車体価格180万円 [4]JC08モード燃費値:15.5km/リットル(CO2排出量:150g/km)  
 [5]フランスはパリ市、アメリカはニューヨーク市 [6]フランスは課税馬力8 [7]12年間使用(平均使用年数:自動車検査登録情報協会データ)  
 [8]為替レート:1ユーロ134円、1ポンド185円、1ドル121円(2015年4月～2016年3月の平均)  
 注:1.2016年4月時点の税法系に基づく試算。2.各国の環境対策としての税制政策(軽減措置)は加味していない。3.各国の登録手数料は除く。4.フランスは2000年をもって個人所有に対する自動車税は廃止。  
 5.JC08モード燃費値:四輪車の燃料消費量や排出ガス量の測定モード 乗用車等は2008年から採用 ※日本自動車工業会資料より

●自動車取得税等をめぐっては、現在次のような動きとなっています。

- ◆ 2016年度の与党税制改正大綱(2015年12月16日)を踏まえて本年法律が改正され、これにより消費税率を8%から10%に引き上げる予定の2017年4月1日に自動車取得税を廃止することとされています。
- ◆ 同時に、保有税である自動車税及び軽自動車税に新たに「環境性能割」の制度を付加し、自動車の取得時に環境性能(燃費基準値の達成度)に応じて、取得価格の0～3%を課税することとなっています。
- ◆ 上記の措置は、現在、政府与党が消費税率の再引き上げ時期を延期する方針を示していることから、2017年4月1日に法律の規定通り実施するかどうかについては国会で改めて審議される見込みです。

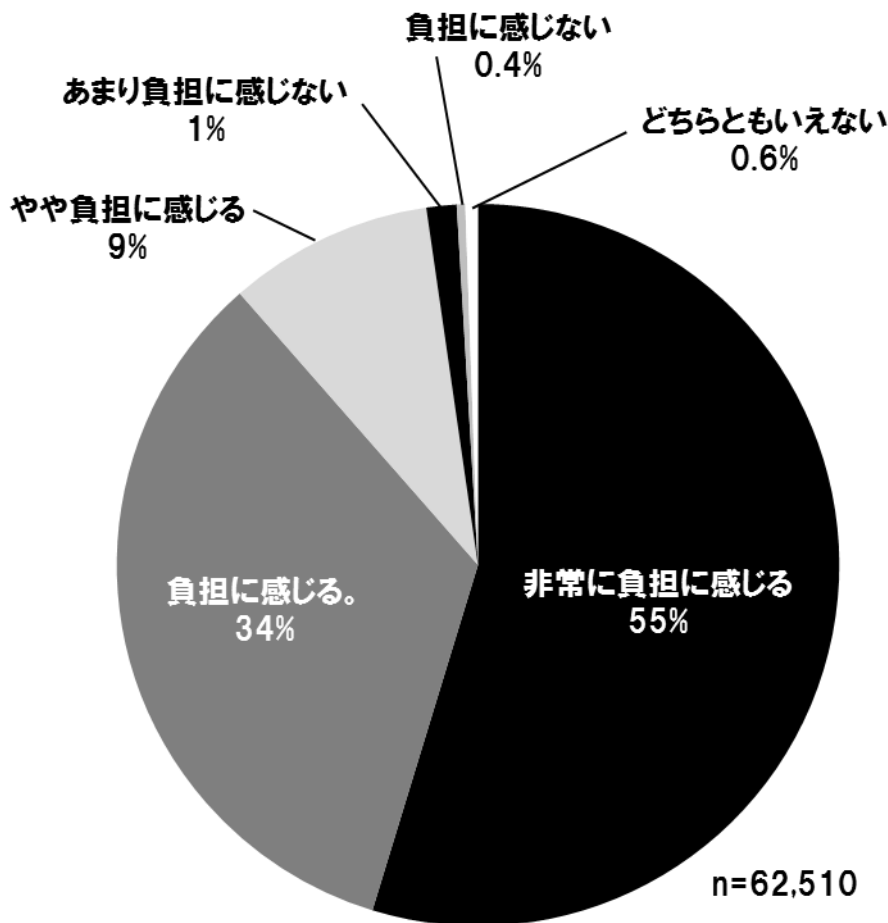
以上を踏まえ、自家用乗用車・自家用軽自動車をお持ちの方にお伺いします。

問1：マイカーには、取得後毎年、概ね【表2】の税金が課せられています。あなたはこれら自動車にかかる税金を負担に感じますか？以下の中から、もっとも当てはまるものを1つだけお選びください。

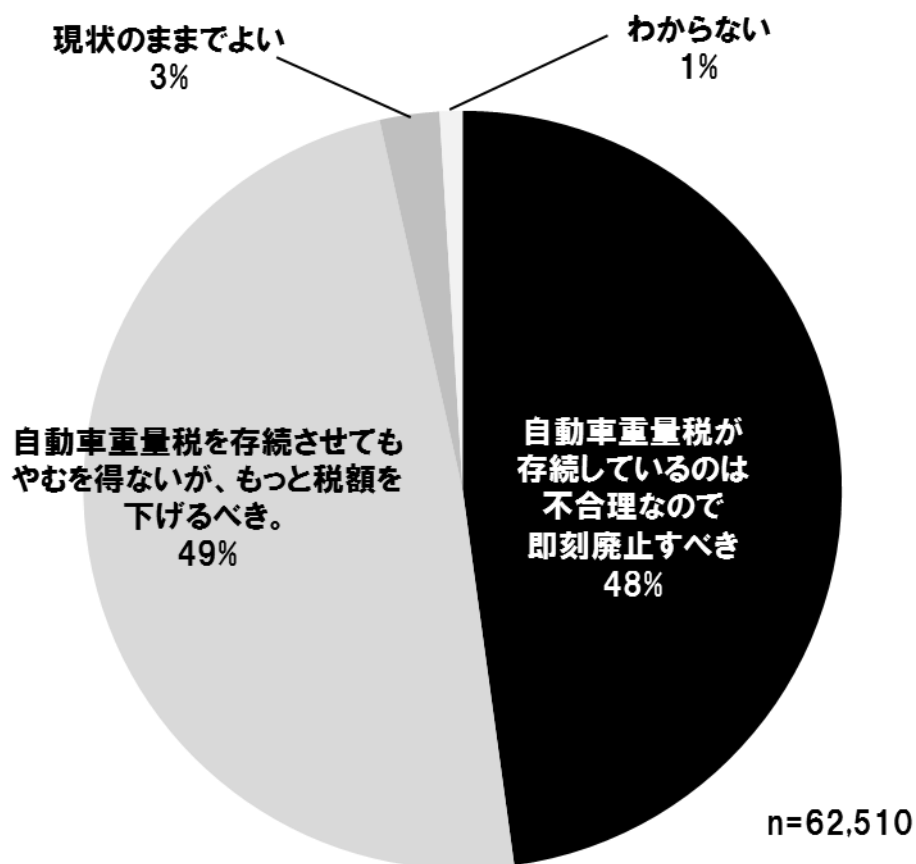
【表2】自家用乗用車にかかる年間の税金

	税 目	納税時期・方法	金額
保有段階	自動車税	毎年納税通知書にて振り込み	¥39,500
	自動車重量税	新車購入時、または車検時	¥12,300
使用(走行)段階	ガソリン税 (揮発油税+地方揮発油税)	ガソリン給油時	¥53,800
	消費税	ガソリン給油時	¥9,200
合 計			¥114,800

排気量/1,800cc、車両重量/1.5トン以下の車両で、年間ガソリン使用量/1,000リットルの場合。  
 (※ガソリンは消費税込み小売価格124円/リットルで換算、2016年6月時点。エコカー減税等の適用外車両。)  
 なお、自動車重量税額は4,100円/0.5トン/年で計算。

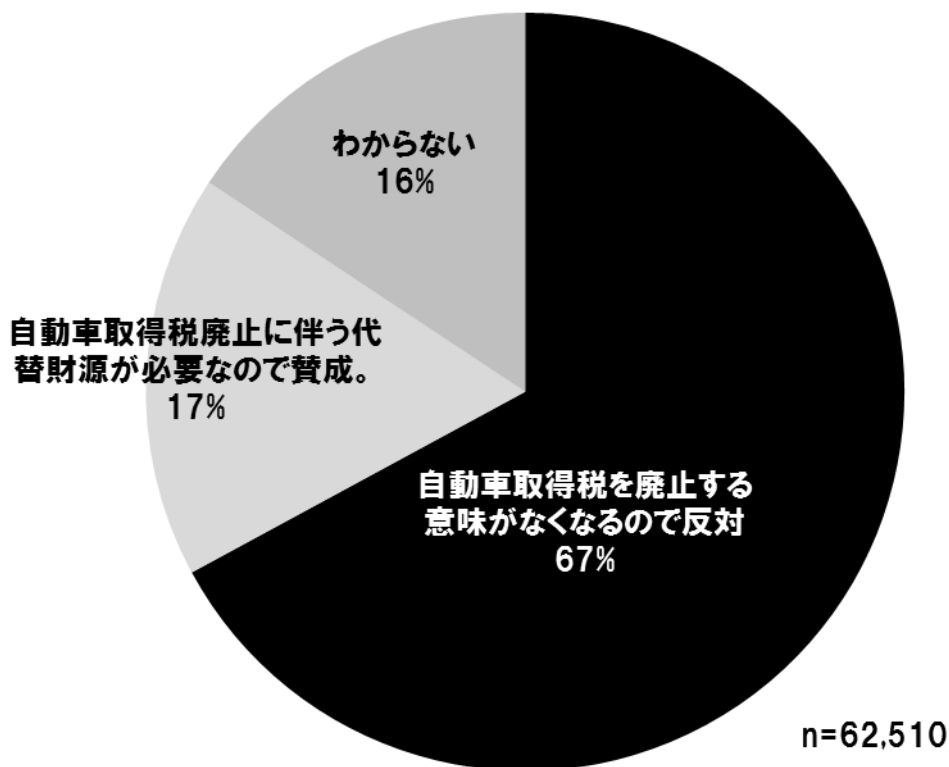
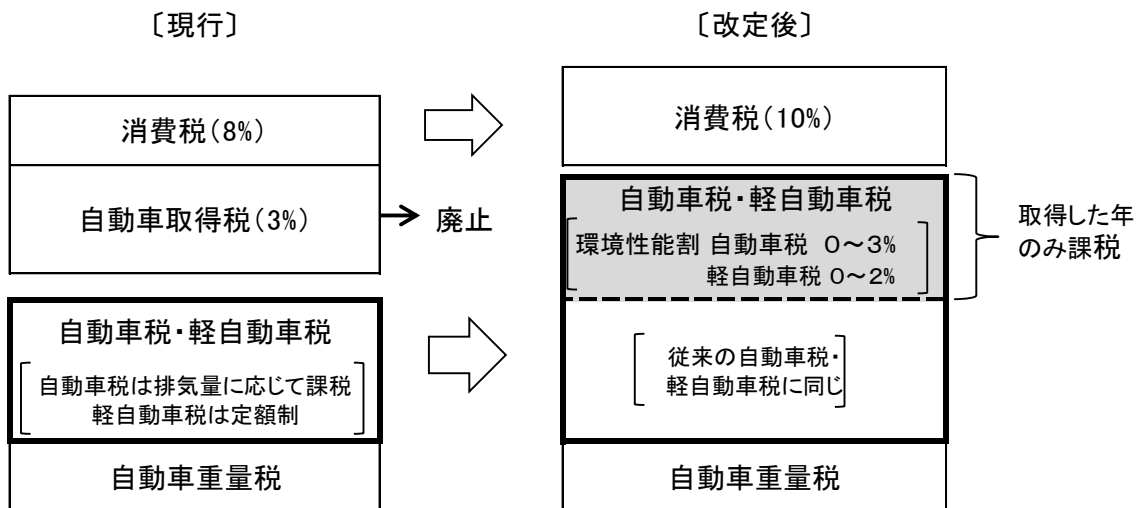


問2：自動車重量税は、1971年に、当時、国の道路整備計画の財源不足を補うために創設された税であり、道路がよくなれば自動車の使用者はその便益を受けるとして、その負担を課したことが始まりでした。しかし、その後かつてのような国の道路整備5箇年計画は策定されなくなり、道路整備の事業は、国、地方ともに縮減され道路整備に振り向ける予算が削減されてきたにもかかわらず、自動車重量税はそのまま維持されました。さらにその税収入が2009年に用途の限定されない一般財源となったため、現在ではその課税根拠を失っており、自動車重量税は廃止すべきという意見もあります。一方、2016年度の与党税制大綱では、自動車重量税の扱いについては道路等の維持管理の財源確保のため原因者・受益者負担の性格を踏まえて検討すると示されています。このことについてどうお考えですか？以下の中から、もっとも当てはまるものを1つだけお選びください。

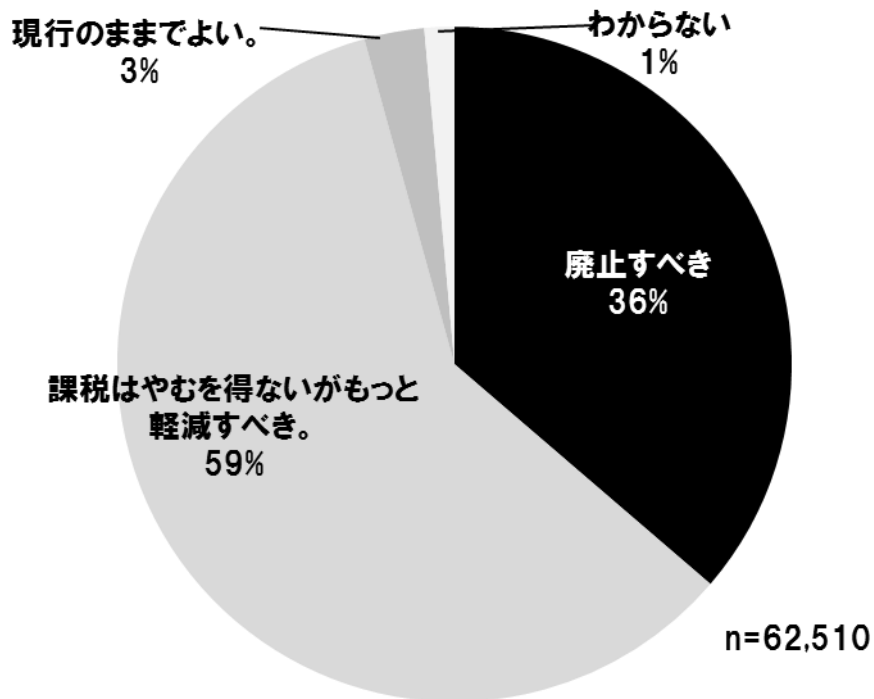


問3：アンケートの冒頭で説明したとおり、本年改正された法律では、2017年4月1日に自動車取得税を廃止し、一方で保有税である自動車税と軽自動車税に新たに環境性能割の課税制度を付加することとしています。（【図2】参照）。これは、自動車の取得時に自動車取得税の場合と同じく取得価額（車両価格）を基準として課税されることから、自動車取得税の単なる付け替えであるとの意見もあります。このことについてどうお考えですか？以下の中から、もっとも当てはまるものを1つだけお選びください。

【図2】環境性能割のイメージ



問4：自動車税は1950年に、都道府県の税として創設されましたが、その課税の考え方は自動車を保有する者は一定の担税力があるので資産税の性格を有する税として導入されたとされております。しかし、自動車は今やぜいたく品ではなく日常生活の必需品となっており、時代は大きく変わったとの指摘もあります。特に複数台所有している地方の自動車所有者においては大きな負担となっており、また、自動車税だけを欧米諸国と比較しても、約1.5～21.5倍と過重なものになっています。このことについてどうお考えですか？以下の中から、もっとも当てはまるものを1つだけお選びください。

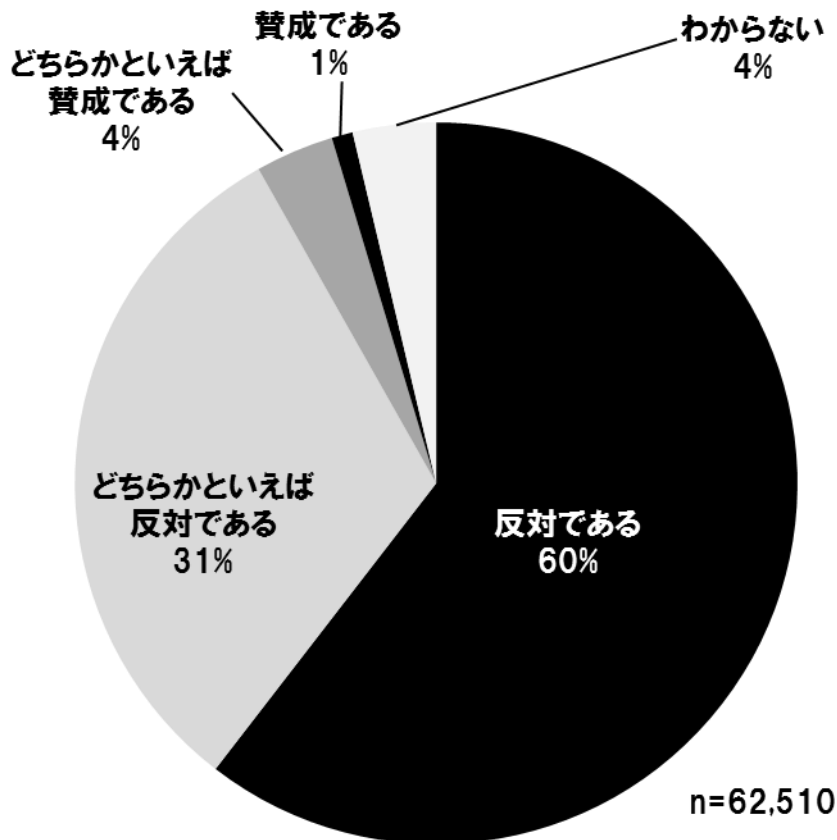


問5：自動車の税金には、【表3】の通り、国の財政が厳しいという理由から本来の税率（本則税率）を上回る税率が「当分の間の税率」（旧暫定税率）として上乘せされたまま維持されているものもあります。このように、税率が上乘せされたままになっていることについてどうお考えですか？以下の中から、もっとも当てはまるものを1つだけお選びください。

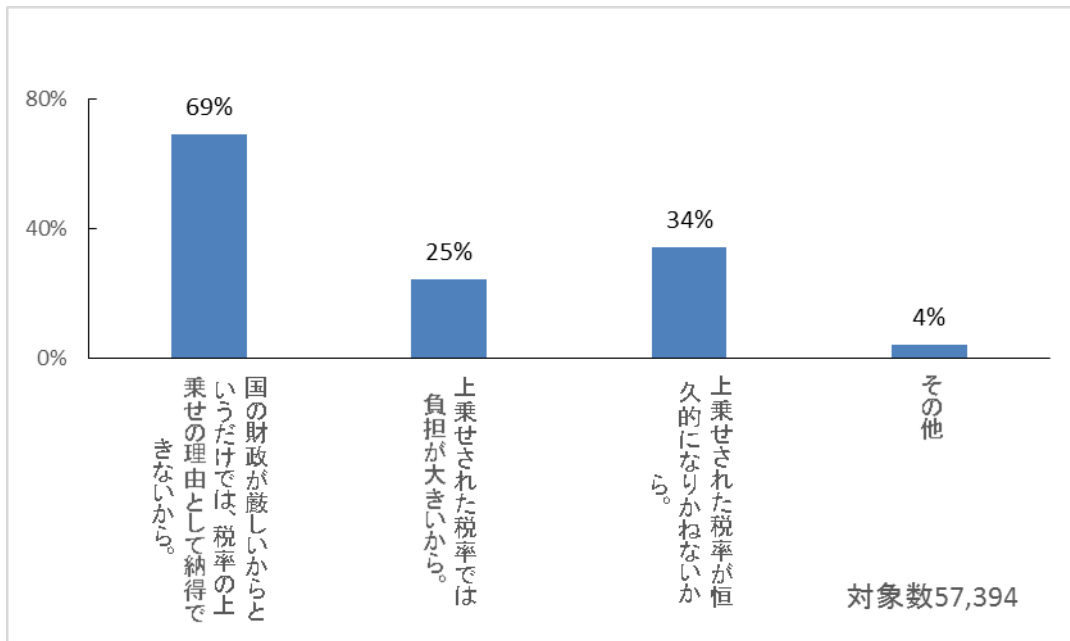
【表3】本来の税率を上回る税率が課せられている税目

※自家用乗用車の場合

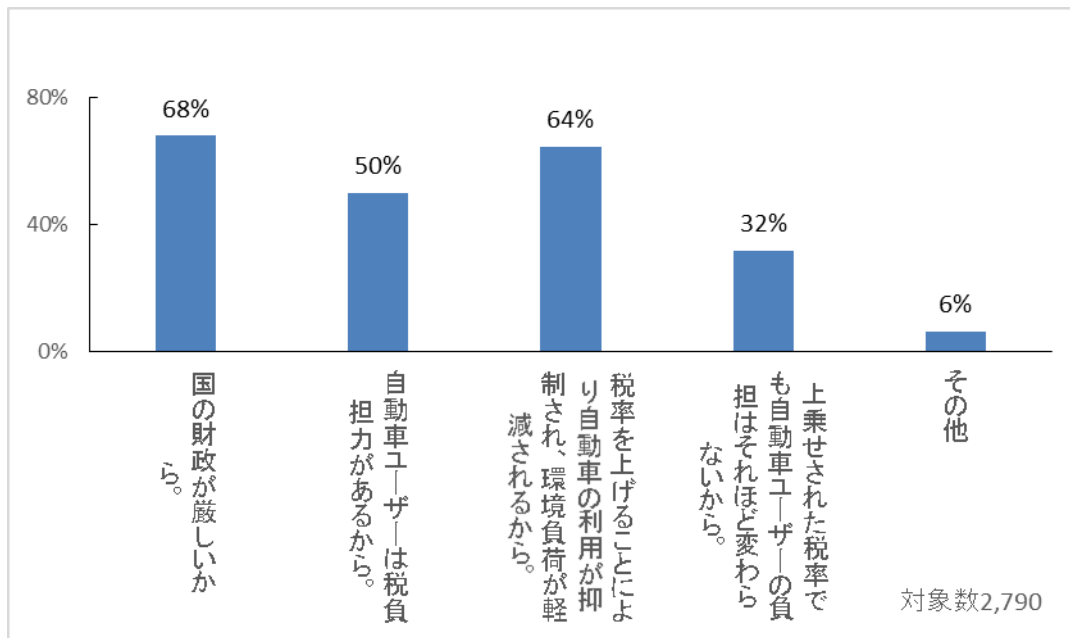
税目	本来の税率	現行の税率	本来の税率との比較
自動車重量税	2,500円/0.5t/年	ハイブリッドカーなどの次世代自動車及び2015年度燃費基準達成車 2,500円/0.5t/年	変わらない
		車齢18年超の車両 6,300円/0.5t/年	2.5倍
		車齢13年超の車両 5,700円/0.5t/年	2.3倍
		上記以外の車両 4,100円/0.5t/年	1.6倍
ガソリン税 (揮発油税+地方揮発油税)	28.7円/ℓ	53.8円/ℓ	1.9倍
軽油引取税	15.0円/ℓ	32.1円/ℓ	2.1倍



問6：問5で「反対」または「どちらかといえば反対」と答えた方にお聞きします。以下の中から、反対の理由として当てはまるものをお選びください。（複数選択可）



問7：問5で「賛成」または「どちらかといえば賛成」と答えた方にお聞きします。以下の中から、賛成の理由として当てはまるものをお選びください。（複数選択可）





問8：新車新規登録から13年を経過した自家用乗用車に対しては、自動車重量税及び自動車税において、重課（より重い税率を課す措置）がなされてきました<sup>注1</sup>。また、本年度より自動車重量税の重課の措置<sup>注2</sup>がさらに強化され、軽自動車税にも重課の措置<sup>注3</sup>が新たに導入されました。このことについてどうお考えですか？以下の中から、もっとも当てはまるものを1つだけお選びください。

注1：2015年度までの重課措置

(1) 自動車重量税

- ・ 自家用乗用車：2,500→5,400円/0.5t/年
- ・ 軽自動車：2,500→3,900円/年

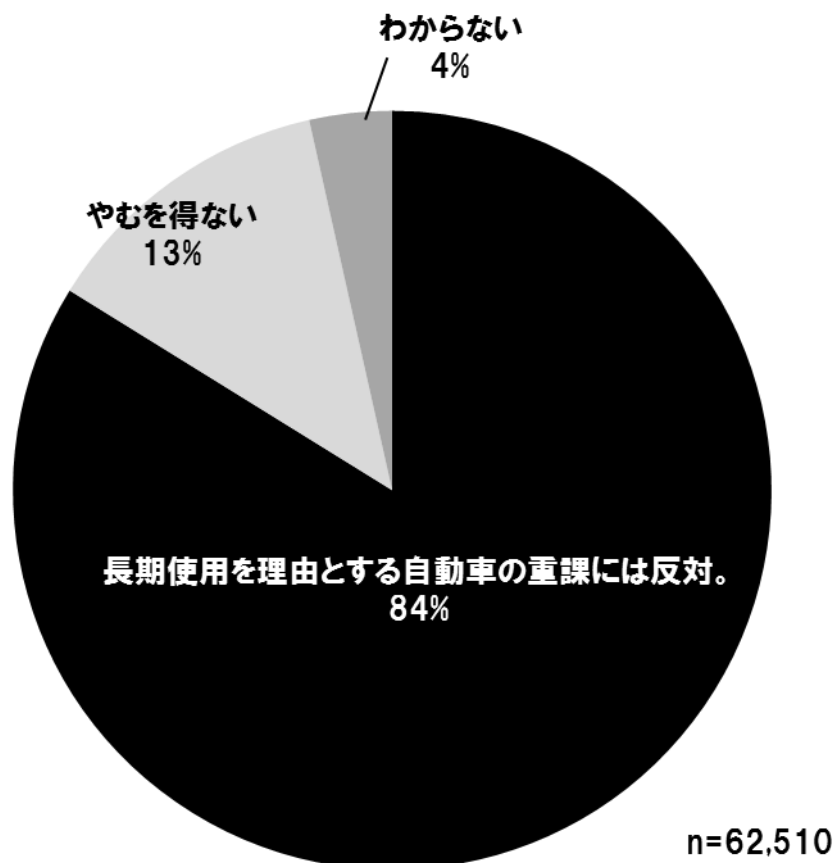
(2) 自動車税（排気量1800ccの場合）：39,500→45,400円/年

(3) 軽自動車税：重課なし

注2：2016年度からの自動車重量税の新たな重課措置

- ・ 自家用乗用車：5,400→5,700円/0.5t/年
- ・ 軽自動車：3,900→4,100円/年

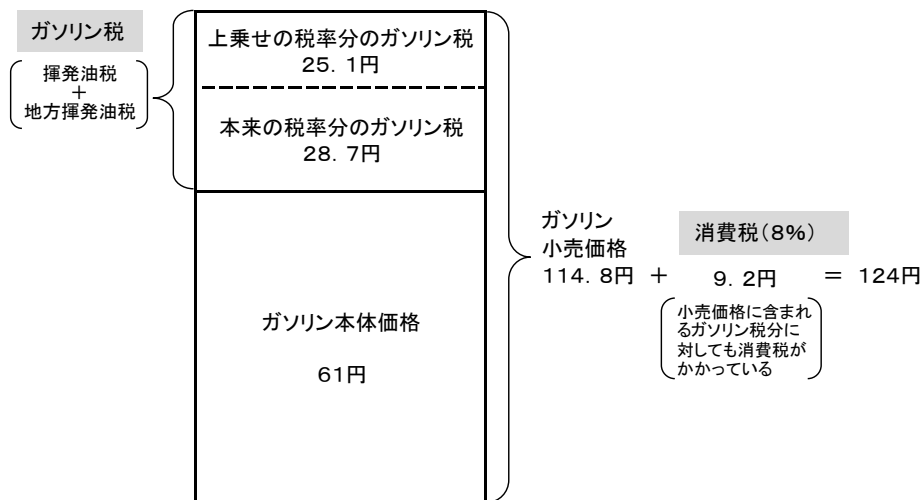
注3：2016年度からの軽自動車税の新たな重課措置：10,800→12,900円/年



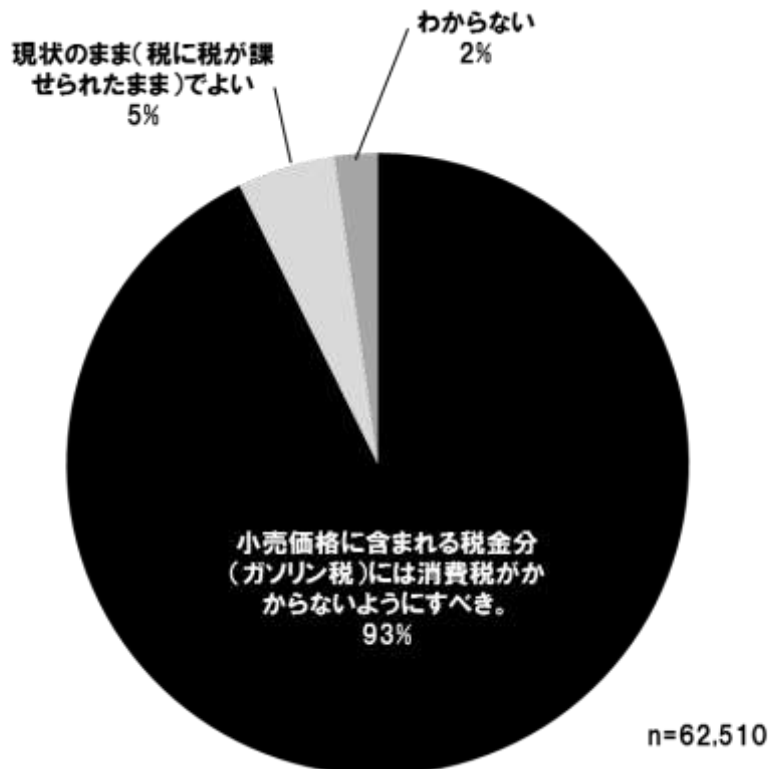
問9：ガソリンには【図3】のように、販売時にガソリン本体の価格にガソリン税が加算され、それらの合計額に、さらに消費税が課税される仕組みとなっています（税に税が課せられる、いわゆる「タックス・オン・タックス」）。2014年4月から消費税率が8%に引き上げられました。今後仮に、この二重課税の状態が解消されないまま消費税がさらに増税されるとすると、この負担はさらに増えることとなります。このことについてどうお考えですか？以下の中から、もっとも当てはまるものを1つだけお選びください。

【図3】支払われるガソリン税にもかかる消費税

(例) 消費税込み小売価格1ℓ当たり124円の場合の内訳



ガソリン小売価格は資源エネルギー庁「石油製品価格調査」2016年6月のデータを参考に設定した。



問10：特に公共交通機関の整備が十分でない地方では、自動車は生活の足として必需品であり、【表4】のように一世帯で複数台の自動車を持たざるを得ない状況です。そのため地方においては自動車に係る税金が大都市圏と比べて大きな負担となっているという指摘があります。このような現行の自動車税制についてどうお考えですか？以下の中から、もっとも当てはまるものを1つだけお選びください。

【表4】自家用乗用車の世帯当たりの普及台数（都道府県別）

2015年3月末現在

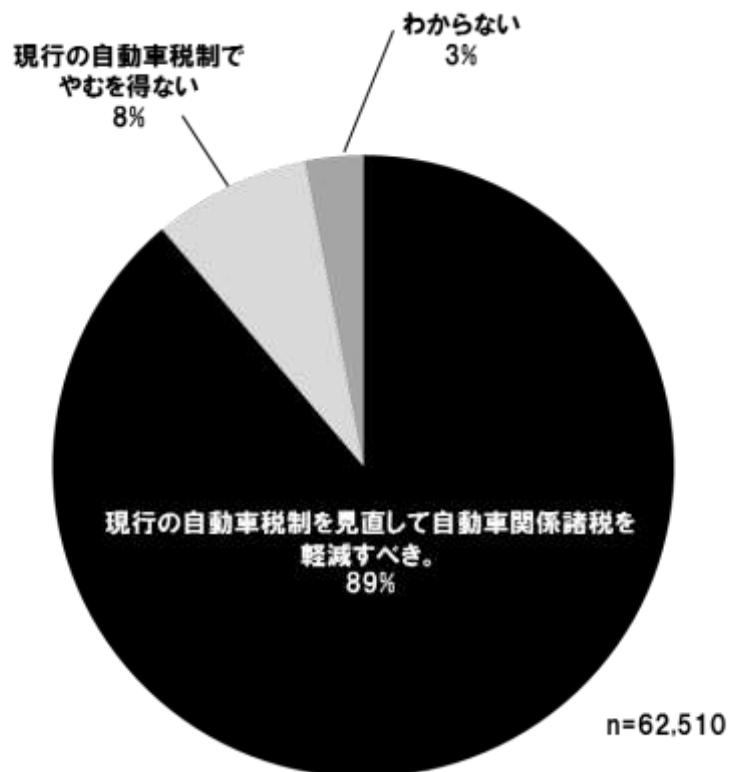
世帯当たり普及台数の多い都道府県

順位	都道府県	世帯当たり普及台数
1	福井県	1.752台
2	富山県	1.712台
3	山形県	1.678台
4	群馬県	1.655台
5	栃木県	1.628台
6	茨城県	1.608台
7	岐阜県	1.604台
8	長野県	1.588台
9	福島県	1.568台
10	新潟県	1.558台

世帯当たり普及台数が1台未満の都道府県

都道府県	世帯当たり普及台数
兵庫県	0.921台
京都府	0.835台
神奈川県	0.731台
大阪府	0.657台
東京都	0.456台

資料：自動車検査登録情報協会



問 1 1 : そのほか、自動車税制のことについてご意見があればお聞かせください。

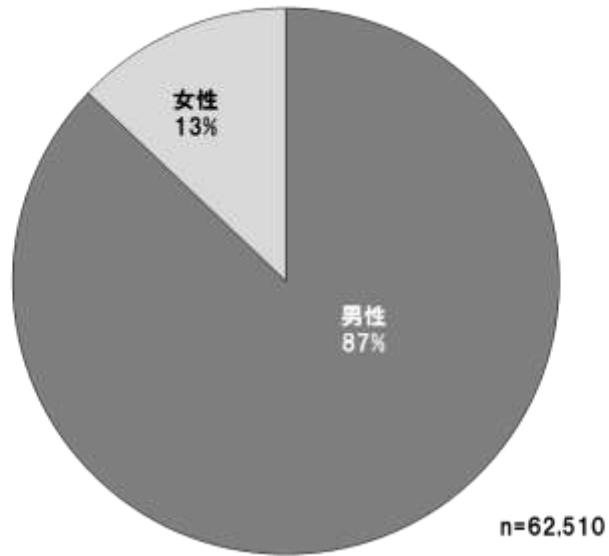
- 1 ガソリンに税金をかけるなら他を減税もしくは廃止してほしい。毎年かかる自動車税はかなり負担。走らせるだけでもガソリンに税金掛かっているし、北海道なら車は足となるから尚更負担が掛かる。〔北海道 20代 男性〕
- 2 政府はなんでもかんでも、とれる所から税金をとろうとしている。地方に住んでいると複数所有は当たり前です。どうにかしてほしいです。〔岩手県 60代 男性〕
- 3 私達が支払っている自動車に関わる税金が、どのように使われているかが全くといって良いほど分からないので、その辺りを透明化してもらいたいと感じています。〔山形県 40代 女性〕
- 4 自動車税はやはり道路に投資すべき。現在の道路環境が悪すぎて、自動車の故障や飛び石による窓破損が絶えない。道路を整備したうえで、他の財源にすべき。〔栃木県 30代 男性〕
- 5 13年経過している車について課税はおかしい。大事に乗っている車に対してなのに納得できない。負担・不満ばかり増えるだけ。〔群馬県 30代 女性〕
- 6 不透明で分かりにくい税金ばかりが多すぎる。道路が使いやすくなっていないし、自動車を保有するだけで税金が増えるのは理不尽。今後自動車を乗らなくなる世代が増えた場合の収入源の確保はどうするのか?〔東京都 30代 女性〕
- 7 理由があつての暫定なら数年ごとに評価し再検討して実情に合わせて変更するなり廃止すべきで、一度決めたものを国民の了解も経ずにけいぞくするのは手続きとしておかしいので直すべき。〔神奈川県 40代 男性〕
- 8 自動車税も高過ぎ。地方では自家用車がなかったら生活ができません。車の必要性をもっと考慮して欲しい。〔福井県 60代 男性〕
- 9 税金に税金を課税するのはおかしいので、国は自動車税制の根拠を国民に分かりやすく示すべきだと思う。〔岐阜県 20代 男性〕
- 10 長期使用の車の税金が高く、ハイブリッド車を減税にするのは、結局富裕層を中心に減税になっているだけで、経済的な苦しくて新しい車を購入できないものの増税で、納得できない。〔愛知県 50代 女性〕
- 11 軽自動車税増税などは本当にひどいと思います。また、環境性能割の税率も電気自動車など手が出る人にはいいが、そうでない人にはさらに不利になると思います。〔京都府 30代 女性〕

- 1 2 ガソリン税に消費税を掛けるなんて、チャンとした説明がつかはさないと。また、何でも大切に使ったら税金が高くなるなんておかしい。  
〔大阪府 50代 女性〕
- 1 3 財源確保のために幅広く徴収できるところから、という発想はやむを得ないと考えるが、その根拠が乏しいものに関しては廃止し、新たな方策を検討すべきである。  
〔和歌山 30代 男性〕
- 1 4 公共交通機関が貧弱な地方部では、都市部と異なり車が贅沢品などではなく、生活必需品となっています。都市部と地方部とで税額を変えるなど、柔軟性を持った税制にしていきたいと思います。  
〔島根県 20代 男性〕
- 1 5 昔は贅沢品だと言われてましたが、今は何でも車無しでは物は動かないんです！だから、車を持っている人からだけでなくみんな税金のこと考えてほしいです。勿論負担も！  
〔広島県 40代 女性〕
- 1 6 高齢化社会において、特に地方での移動手段である自動車は必要不可欠。一方、お年寄りの事故対策も必要で、必要なところにきちんと税金が使われるように願います。  
〔香川県 50代 男性〕
- 1 7 地方では交通網が未発達のため自動車が一人につき一台というのが現状です。ただでさえ毎年の自動車税の負担が大きいです。そのうえ、廃車まで買い替えが困難な家庭多く、長く同じ車に乗る方も多いため、古い車に税金を上乗せするのは、さらなる負担となると思います。  
〔愛媛県 30代 女性〕
- 1 8 我が家では一人一台の保有・使用であり、公共交通機関の手薄な地方にとっては車は生活必需品です。税は極力軽減すべきだと思います。とくに一般財源への転化や暫定であったものが恒久化していることなどは早急に是正すべきだと思います。  
〔福岡県 60代 男性〕
- 1 9 都市部と地方が受ける恩恵の差をなくして欲しい。場合によっては、税金もやむを得ないと思うことがあるが、それは平等があつてのことだと思う。納得出来るものがないとすべてにおいて賛成出来ません。  
〔宮崎県 30代 女性〕
- 2 0 私の住んでいる沖縄県は公共交通機関の整備が遅れていて、自家用車がないと買い物にも不自由します。自動車はぜいたく品ではありません、必需品です。自動車にかかるあらゆる税金は廃止か軽減すべきです。  
〔沖縄県 50代 男性〕

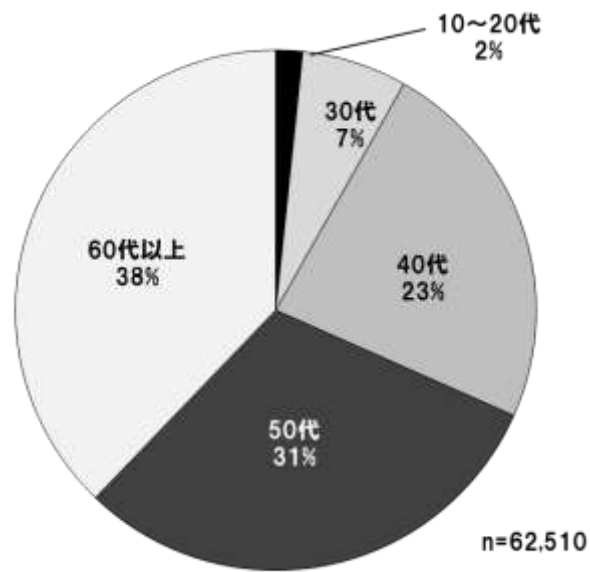
(自由記述より一部抜粋)

〔回答者属性〕

1 性別



2 年齢層



3 居住地

